

多良間村選挙管理委員会告示第 69 号

平成21年6月7日執行多良間村長選挙における選挙の効力に関する異議申立書  
に対し、当委員会は次のとおり裁決した。

平成21年6月29日

多良間村選挙管理委員会  
委員長 豊見城 正一

裁 決 書

沖縄県宮古郡多良間村字塩川382  
異議申立人総代 安里 哲  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川488-2  
異議申立人 高江洲 常功  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川110-1  
異議申立人 兼本 武雄  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋726  
異議申立人 富盛 玄三  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋421-1  
異議申立人 譜久村 雅人  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川201  
異議申立人 奥平 博昭  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川297  
異議申立人 多良間 洋子  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋497  
異議申立人 仲間 敏子  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋75  
異議申立人 大城 克巳  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川1683  
異議申立人 本永 清一  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋125  
異議申立人 宮国 正明  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋725  
異議申立人 外間 太一  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋726  
異議申立人 富盛 裕香

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 4 0 5  
異議申立人 高江洲 昭男  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 1 2 5  
異議申立人 仲程 豊國  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 1 2 5  
異議申立人 仲程 智子  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 3 5 9  
異議申立人 富原 安則  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 8 7  
異議申立人 池間 美和子  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 4 2 2 1  
異議申立人 美里 絹子  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 1 1 4  
異議申立人 津嘉山 光子  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 4 3 0  
異議申立人 豊里 千エ子  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 4 2 1－1  
異議申立人 譜久村 美枝子  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 8 3  
異議申立人 名嘉真 幸子  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 6 2  
異議申立人 垣花 隼人  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 5 1 3－6  
異議申立人 西筋 忍  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 5 1 3－2  
異議申立人 西筋 速男  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 4 9 7  
異議申立人 浦崎 朝宏  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 7 2 5  
異議申立人 奥原 博樹  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 8 1  
異議申立人 親里 一典  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 2 1 3  
異議申立人 垣花 崇  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 1 9 8  
異議申立人 嘉手苺 愛児

沖縄県宮古郡多良間村字塩川 3 3 - 1  
異議申立人 嘉味田 新一  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 4 2 0  
異議申立人 嘉手苧 芳人  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 2 4  
異議申立人 亀山 隆則  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 4 0 2 - 1  
異議申立人 佐久本 直樹  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 4 4 4  
異議申立人 松川 朝和  
沖縄県宮古郡多良間村字仲筋 1 2 3  
異議申立人 佐久本 洋平  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 1 0 2  
異議申立人 津嘉山 一  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 6 6  
異議申立人 豊見山 常竜  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 4 1 5  
異議申立人 名嘉真 滝彦  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 1 1  
異議申立人 美里 泰徳  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 4 0 2  
異議申立人 石原 朝春  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 5 1 3  
異議申立人 垣花 英喜  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 3 2 - 4  
異議申立人 村吉 和也  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 3 2 - 4  
異議申立人 村吉 常昭  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 3 2 - 4  
異議申立人 村吉 肇  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 4 8  
異議申立人 花城 丞治  
沖縄県宮古郡多良間村字塩川 2 5 1  
異議申立人 名嘉真 博明

上記異議申立人（以下「申立人」という。）から平成21年6月19日付けで提起された平成21年6月7日執行の多良間村長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議申立書（以下「異議申立書」という。）に対し、当委員会は、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件異議の申立を棄却する。

### 異議申立書の要旨

（１）今回の村長選挙において選挙権を有する者は、引き続き3ヶ月以上多良間村に住所を有する者でなければならない。3ヶ月以上住所を有する者とは、生活の根拠が多良間村にあることが客観的に明らかな者であって、ただ住民票が多良間村に有するというだけでは公職選挙法第9条の要件を満たすものではない。

しかるに、今回の村長選挙において、多良間村に生活の根拠がない者23名以上の者が投票している。このことは、公職選挙法第9条に明らかに違反しており、今回の選挙を無効にする重大な違反である。

（２）選挙が正当、公正に行われ、選挙人による候補者の自由選択のための投票の秘密が犯されないように、投票場は設営されなければならない。

しかるに、期日前投票所及び当日投票所とも著しく狭隘な場所に設置されていた。その結果、投票所に所在していた選挙管理関係者から投票者の投票の秘密が守られない状況であった。投票の秘密が守られないような投票所における今回の選挙は、秘密保持が為されておらず憲法及び公職選挙法に違反しており、選挙自体を無効と言わざるを得ない。

### （３）代理投票の違反行為

選挙管理者は、代理投票の補助者に下地候補者の支持者であることが明白な2名を指名して行わせた。候補者双方から立会人を出させて公正を確保すべきであったにもかかわらず、一方候補者側の立会人だけにしたことは、選挙の公正を著しく欠くものであり、選挙を無効とすべき違反行為である。

### （４）投票事務のずさん

実際の投票者数より投票された投票用紙が1票多い。単なる事務のミスではなく、選挙の公正かつ適正を欠く重大な事実であり、選挙を無効とすべき事由である。

### （５）不在者投票のずさん

選挙人の名前を偽って不在者投票の請求を行い宮古島に郵送させた事実。

## 裁決の理由

当委員会は、この申立を受理し、平成21年6月22日及び同年6月29日の2度にわたり審査を行った。

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下「法」という。）第205条第1項の規定により「選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつその違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られる。

この観点から、順次申立理由を判断すると、次のとおりである。

## 1 異議申立理由

### （1）について

本件選挙における選挙人名簿調製において、当委員会は、法第22条の規定に従い、基準日及び登録日並びに縦覧期間を告示（平成21年5月25日多良間村選挙管理委員会告示第35号）した。それにより、基準日及び登録日を平成21年6月1日と定め、法第23条第2項の規定による縦覧の場所についてあらかじめ告示（平成21年5月28日多良間村選挙管理委員会告示第38号）した。また、法第24条第1項の異議の申出について、縦覧期間である平成21年6月2日限り受け付けた。その結果、4件の選挙人名簿等に関する異議の申出があり、調査した結果、2件についてはその内容を容認し、法第26条の規定に基づき、1名を登録、1名を抹消し告示（平成21年6月4日多良間村選挙管理委員会告示第64号）した。また、2件については、その内容を却下した。

以上のように、本件選挙における選挙人名簿調製は、法の規定に則り適正に行われており、法第9条の規定に違反しているとは言えない。

### （2）について

本件選挙において、期日前投票所の場所については、平成21年6月2日多良間村選挙管理委員会告示第44号、当日投票所の場所については、同日多良間村選挙管理委員会告示第45号において告示した。

公職選挙法施行令（以下「令」という。）第32条において、投票記載の場所の設備については、「他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない」とある。

然るに、本件選挙における期日前投票所（村役場1階会議室）及び当日投票所（村役場1階ロビー）は、共にその要件を満たしており、投票の秘密は守られた。従って、選挙の規定に違反しているとは言えない。

### （3）について

代理投票については、法第48条第2項において「投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め」と規定されている。

本件選挙において、投票管理者は、あらかじめ投票を補助すべき者を、字仲筋403番地の豊見山登、字仲筋385番地の村山肇、字塩川229番地の島袋雅、字塩川222番地の清村賢一と定め承諾を得た。そして、期日前投票日初日の平成21年6月3日、期日前投票立会人である字塩川65番地の知念裕二、字塩川2243-1番

地の石原壽一兩名による同意を得た。

そして、期日前投票期間中、投票管理者は代理投票の申請があったとき、補助すべき者二人を指名し、投票立会人の意見を聴いて、一人には選挙人が指示する候補者を記載させ、他の一人をこれに立ち会わせた。

これらの行為は、すべて法第48条第2項の規定に基づいて行われており、選挙の規定には違反しているとは言えない。

#### (4) について

投票者数よりも、投票総数が1票多くなっていることについて、本委員会としては、平成21年6月8日および同年6月9日に臨時委員会を開催し、事務的なミスが無いか確認作業を行った。

その結果、不在者投票の請求を行い、後に事情が変更になり、期日前投票を行った選挙人のうち、一人分の投票用紙等が返送されずに行方不明になっていることが判明した。このため、本委員会としては宮古島警察署に調査を依頼しているところである。

また、本件選挙において、この1票がどちらの候補者に投票されたかは解らない。仮に、当選人下地昌明氏の得票からこの1票を差し引いたとしても、当選の結果に異動を及ぼす虞が無いことと判断し、下地昌明氏の当選を決定したことは、法の規定に違反して行われたことにはならない。

#### (5) について

不在者投票の請求を受けたときの選挙管理委員会の委員長の仕事は、令第53条の規定により、「選挙人名簿又は抄本と対照する」「請求書類の審査」「投票用紙等の交付」となっている。

然るに、本件選挙において、この手順に従い、本委員会の委員長は、請求者が選挙人名簿に登録されているか選挙人名簿と対照した。次に、請求書類の審査を行った。その際、「使者による請求のときは、選挙人の依頼の有無を確かめる必要がある」（不在者投票事務ノート）ので、使者に依頼の有無を確認したところ、それを認めたので、投票用紙等の交付を行った。交付を行う場合、「使者によって、投票用紙等が請求されたときは、不正の介入も考えられるので、直接選挙人あてに郵便等をもって発送することが適当である」（不在諸投票事務ノート）とあるので、委員長はそれに従い、直接選挙人あて郵便により発送を行った。

以上のように、本件選挙における不在者投票の事務は、法令を遵守し手順どおりに行っており、選挙の規定に違反するものではない。

以上（１）から（５）のとおり、本件選挙が無効であるとする申立人らの主張はいずれも容認することができず、法第２０５条第１項の規定に該当しない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成２１年　６月２９日

多良間村選挙管理委員会  
委員長　豊見城　正一